

佐伯市消防職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、お知らせします。

1 被処分者及び処分量定

所 属	階 級	年 齢	性 別	処 分 量 定
佐伯市消防署 本署第 1 小隊	消防士長	32 歳	男	停職 6月

※管理職として、同日付で、部下の管理監督責任を問い、消防長『文書訓告』、消防本部次長、消防署長、副署長兼第 1 小隊長を「口頭による嚴重注意」とする処分を行った。

2 懲戒処分を行った日

令和6年9月 19 日（木）

3 事案の概要

佐伯市内の量販店内において、スマートフォンを使用して女性のスカートの中を盗撮した疑いで、警察により家宅搜索、事情聴取を受けた。

その後の捜査取り調べにおいて、同様の盗撮が2件発覚し、全ての捜査取り調べ終了後、大分地方検察庁へ書類送検され、令和6年9月3日に不起訴処分が下された。

4 処分の理由

この度の職員が行った行為は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条第1項及び第2項に抵触し、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反するものであるとともに、同法第29条第1項第1号、第3号に規定する懲戒事由に該当するものです。

被処分者は、法令等を率先して遵守すべき公務員であるとともに、高い倫理観及び規範意識が求められ、市民の生命、財産を守るという任務を負う消防職員として、社会通念上、到底許容されるものではないと思っています。

以上のことにより、市民の信頼と信用を大きく失墜させることとなり、その責任は非常に重いと感じております。

5 今後の対応

今後は、このような不祥事を二度と起こさないよう、全職員に対し、今まで以上に綱紀の粛正、倫理の保持に取り組んでまいりたいと思います。